

(まちづくり委員会資料)

令和3年7月
都市計画局

(仮称)「京都市市街化調整区域における開発許可等の基準を定める条例」
(都市計画法第34条第11号に基づく条例)の制定に関する市民意見の募集
について

都市計画法では、都市周辺において宅地が無秩序に拡散することを防止し、道路などの必要な都市基盤を計画的に整備するため、市街化区域と市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分する制度が設けられ、良好な都市環境の形成が図られてきました。

一方、近年の人口減少と少子高齢化に伴い、市街化調整区域では、農林業の後継者不足や地域の文化・コミュニティの維持が困難になるなどの課題が生じています。

本市では、「京都市持続可能な都市構築プラン」を策定し、市街化調整区域を「緑豊かなエリア」と位置付け、地域の将来像として、農林業や観光等の産業の振興により、地域の生活・文化等が維持・継承されることを示しており、空き家の活用に係る基準の新設や地区計画運用基準の改正を行ったところです。

この度、既存集落の維持・定住人口の確保を図り、「緑豊かなエリア」の持続可能で魅力と活力のあるまちづくりが更に進められるよう、集落へ新たに移り住む方の住宅の新築等を可能とする都市計画法第34条第11号に基づく条例案を作成しましたので、市民の皆様からの御意見を募集します。

1 今回意見募集する条例案の概要

別紙 市民意見募集冊子(案)参照

2 市民意見募集の概要について

(1) 募集期間

令和3年8月18日(水)から9月17日(金)まで

(2) 周知方法

市民しんぶん全市版（令和3年9月1日号）に掲載するとともに、市民意見募集冊子を開発指導課窓口，都市計画課窓口，市役所案内所，情報公開コーナー，各区役所・支所，（公財）京都市景観・まちづくりセンター及び各市立図書館等で配布するほか，開発指導課のホームページにも掲載します。

(3) 提出方法

郵送，持参，FAX，電子メール及び市民意見募集ホームページ内の専用フォームのいずれかの方法により提出していただけます（様式は自由です。市民意見募集冊子に御意見記入用紙を添付しています。）。

(4) 提出先

京都市都市計画局都市景観部開発指導課（京都市役所分庁舎2階）
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る本能寺前町488番地
FAX：075-213-0156
電子メール：kaishi@city.kyoto.lg.jp
ホームページ：https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/tokei/0000286593.html

3 今後の予定

令和3年	8月18日	市民意見募集の開始
	9月1日	市民しんぶん全市版へ掲載
	9月17日	市民意見募集の締切
令和4年	2月	条例案の市会付議
令和4年度		条例の公布・施行